

物品売買契約書（案）

売払人 安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「売払人」という。）と買受人●●（以下「買受人」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売払人買受人双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売払人は、その所有する次の物品（以下「売買物品」という。）を買受人に売り渡し、買受人はこれを買受ける。

物件番号	物件名	数量	備考

（契約保証金）

第3条 買受人は、契約保証金として●●●●円をこの契約締結と同時に売払人に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（売買代金）

第4条 売買代金は●●●●円とする。

2 買受人は、前項の売買代金を売払人が発行する納入通知書により、既に納付した契約保証金を除く金額を一括して売払人が指定する日までに売払人の指定する口座に納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第5条 契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、売払人において売買代金の一部に充当するものとする。

（契約保証金の処分）

第6条 買受人が、第4条の指定日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、売払人に帰属するものとする。

（所有権の移転）

第7条 売買物品の所有権は、買受人が売買代金を完納したときに売払人から買受人に移転するものとする。

2 買受人は車両の所有権を移転のうえ登録識別情報等通知書の写しを速やかに売渡人へ提出するものとし、その手続きに要する一切の費用は買受人の負担とする。

（売買物品の引渡し）

第8条 売払人は、売買物件の所有権が移転した後、売払人が指定する場所で売買物品を現状のまま買受人に引き渡すものとする。

2 買受人は、売買物品の引渡しを受けたときは、売払人の定めるところにより、直ちに受領書を売払人に提出するものとする。

（危険負担）

第9条 この契約締結後、売買物品の引渡しまでにおいて、売買物品が売払人の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は、買受人の負担とする。

(担保責任)

第10条 買受人は、この契約締結後、売買物品に隠れた瑕疵等のあることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(解除)

第11条 売払人は、買受人がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(買受人の原状回復義務等)

第12条 買受人は、前条の規定により契約が解除されたときは、売払人の指定する日までに売買物品を現状に回復して売払人に返還しなければならない。ただし、売払人が該当売買物品を現状に回復させることが適当でないとしたときは、現状のまま返還することができる。

(賠償責任)

第13条 買受人は、この契約に定める義務を履行しないため売払人に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として売払人に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 買受人は、第12条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物品に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを売払人に請求することができないものとする。

(返還金)

第15条 売払人は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を買受人に返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、売払人と買受人が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、売払人買受人両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売払人 住所 【千葉県館山市館山1564-1】
氏名 【安房郡市広域市町村圏事務組合】
【理事長 森 正 一 印】

買受人 住所
氏名 印